

伊丹市地域包括支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定に必要な援助、支援を包括的に行うために、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する、地域包括支援センターを運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体及び事業の委託)

第2条 この事業の実施主体は、伊丹市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を、伊丹市が適切な事業運営が確保できると認め、伊丹市地域包括支援センター運営協議会が承認をした社会福祉法人等に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族及び親族とする。

(事業)

第4条 基幹型地域包括支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 次項に規定する地域型地域包括支援センター（以下「地域型地域包括支援センター」という。）の統括及び連絡調整
- (2) 地域型地域包括支援センター事業に必要な高齢者に関する情報の提供
- (3) 地域型地域包括支援センターに従事する職員及び居宅介護支援事業所等の職員の資質の向上を図るための情報の提供や研修の実施
- (4) 地域型地域包括支援センターが把握している地域課題の集約及び課題解決に向けての取組支援
- (5) 地域型地域包括支援センターにおける処遇困難及び虐待事例への支援
- (6) 高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営に関すること
- (7) 兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部との調整に関すること
- (8) その他運営目的や上記業務の達成のために必要な事業

2 地域型地域包括支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 総合相談支援業務
 - ① 地域におけるネットワークの構築に関すること
 - ② 実態把握に関すること
 - ③ 総合相談支援に関すること
 - ④ 家族を介護する者に対する相談支援に関すること
 - ⑤ 共生福祉社会の観点に立った包括的な支援の実施に関すること
- (2) 権利擁護業務
 - ① 成年後見制度の活用促進に関すること
 - ② 老人福祉施設等への措置の支援に関すること
 - ③ 高齢者虐待への対応に関すること
 - ④ 困難事例への対応に関すること
 - ⑤ 消費者被害の防止に関すること

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 包括的・継続的なケア体制の構築に関すること
- ② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用に関すること
- ③ 日常的個別指導・相談に関すること
- ④ 支援困難事例等への指導・助言に関すること

(4) その他運営目的や上記業務の達成のために必要な事業

(実施施設)

第5条 前条に定める事業を行う地域包括支援センターは、それぞれ別表に定める施設とする。

(職員の配置等)

第6条 第2条ただし書の規定により事業の全部又は一部を受託して地域包括支援センターを設置した者（以下「地域包括支援センターの設置者」という。）は、伊丹市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年伊丹市条例第3号。以下「基準条例」という。）第3条に定める職員を配置するほか、各職種を複数配置し適切に業務が遂行できる場合には、地域包括支援センターの業務に支障のない範囲において他の業務と兼務させることができる。

- 2 前項の職員が業務を遂行するにあたっては、各職種が相互に連携・協働しながら、チームアプローチを行うものとする。
- 3 地域包括支援センターの設置者は、感染症の流行、天災その他の不測の事態により、一時的に職員が不足し、地域包括支援センターの事業の実施に支障が生じるおそれがあるときは、市長に対し、必要な人員の派遣のあっせんを行うよう要請することができる。
- 4 市長は、前項の規定による要請を受けた場合において、地域包括支援センターの業務を遂行する上で必要と認めるときは、他の地域包括支援センターの設置者に対し人員の派遣について協力を要請するものとする。
- 5 地域包括支援センターの設置者は、市長から前項の規定による要請を受けたときは、当該地域包括支援センターに所属する職員を派遣することについて協力するよう努めなければならない。

(運営に関する基本方針の遵守)

第7条 地域包括支援センターの運営者は、基準条例第4条に規定する基本方針を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第8条 地域包括支援センターの設置者及び地域包括支援センターの職員又はこれらの職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 地域包括支援センターの設置者は、地域包括支援センターの職員又はその職にあった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(利用料)

第9条 この要綱に定める事業の利用料は、無料とする。ただし、利用料以外の必要な経費については、利用者負担とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

・基幹型地域包括支援センター

名 称	所 在 地
伊丹市地域包括支援センター	伊丹市広畑3丁目1番地

・地域型地域包括支援センター

名 称	所 在 地
伊丹・摂陽地域包括支援センター	伊丹市行基町1丁目98番地
稲野・鴻池地域包括支援センター	伊丹市昆陽池1丁目105番地
天神川・萩野地域包括支援センター	伊丹市荒牧5丁目16番27号
笹原・鈴原地域包括支援センター	伊丹市南野2丁目3番25号
花里・昆陽里地域包括支援センター	伊丹市寺本6丁目150番地
桜台・池尻地域包括支援センター	伊丹市中野西1丁目18番地
神津・有岡地域包括支援センター	伊丹市森本1丁目8番19号
緑丘・瑞穂地域包括支援センター	伊丹市北園1丁目19番地の1
南地域包括支援センター	伊丹市中央4丁目5番6号